

甲府市健康アプリ開発及び運用等業務仕様書

1 業務名

甲府市健康アプリ開発及び運用等業務

2 業務概要

(1) 目的

本市では令和元年に「健康都市宣言」を制定し、みんなが健康で笑顔が絶えない「元気 City こうふ」を目指し、市民の健康意識の醸成や行動変容を促すなど、健康寿命の延伸にむけた市民の健康づくりを支援する取組を実施している。

本業務は、健康行動の記録や健康情報の確認などの健康管理機能及び、ウォーキングや健康教室への参加などの健康活動に対するポイント付与機能等を有するスマートフォン用アプリを開発し、市民に提供することにより、デジタル技術を活用する中で、壮年期層など健康無関心層を含むより多くの市民の『健康意識の醸成』、『行動変容』、『健康行動の習慣化』に繋げることを目的とする。

(2) 履行場所

甲府市福祉保健部 健康支援室 健康政策課（甲府市相生二丁目17番1号）及び指定場所

(3) 履行期間

開発業務（3(1)関連） 契約締結日から令和5年10月中旬（予定）まで

運用等業務（3(2)～(5)関連） 契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) アプリダウンロード開始時期

令和5年10月中旬（予定）

(5) アプリ事業及び健康ポイント事業開始時期

令和5年11月1日（予定）

3 業務内容

(1) アプリの開発

4の条件及び5の機能を満たすアプリを構築し、健康アプリ事業及び健康ポイント事業参加者（以下「事業参加者」という。）が無料でアプリをダウンロードできるようにすること。

(2) アプリの運用等

ア 障害発生時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに甲府市に報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を甲府市へ提出すること。

- イ 受注者又は甲府市がユーザーからの問い合わせにより、受注者による技術的助言やアプリ機能の修繕等の必要が生じた場合、受注者は直ちに対応すること。
- ウ 端末及びOSのアップデートに対応し、また、必要な措置を講ずること。
- エ アプリのバージョンアップ、仕様変更については、変更点を明確にし、甲府市に説明の上、これを実施することとし、この費用は受注者が負担すること。
- オ 悪意のある第三者など、外部の脅威に対するセキュリティ対策を行い、セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに甲府市へ報告し、受注者の責任において対応すること。

(3) インセンティブの提供等

事業参加者が獲得したポイントとインセンティブの交換について、インセンティブの設定および提供を行うこと。また、インセンティブの種類、提供時期（甲府市任意、年1回など）及び提供方法（事業参加者が簡易に操作できる仕組み、本市の事務負担などを含む）について提案を行うこと。なお、健康ポイント事業は各年度3月31日を区切りとし、ポイントは翌年度に持ち越してできないものとする。

(4) 事業周知、事業参加者支援

ア チラシ・ポスターの作成

事業周知用のチラシ・ポスターを次のとおり作成すること。

	作成部数	サイズ等
チラシ	10,000部	A4両面・フルカラー
ポスター	50部	A2片面・フルカラー

イ 健康無関心層・壮年期層への周知を行うこと。また、効果的な周知方法の提案を行うこと。

ウ 事業参加者のアプリダウンロード、登録及び設定などの支援について提案を行うこと。

(5) 事業参加者の取組結果データの作成及び効果検証の実施

事業参加データや参加者アンケート、マイナポータル情報連携で得たデータなどを活用し、効果検証を行うこと。また、効果検証の内容及び手法（市全体・地区別での統計分析、また医療・学術等の専門的な知見を踏まえた検証など）について提案すること。

4 アプリの条件

アプリは、既存製品をベースとして構築することも可能であるが、本市の特色が感じられる仕様とし、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 日本語に対応していること。
- (2) iOS、Androidの両端末に対応し、iOS、Androidの正規アプリストアで事業参加者が無料でダウンロードが可能であること。なお、アプリストアへの登録に伴う手続き、費用は提案価格に含める。

5 アプリの機能

アプリは運用開始時に以下の機能を実装していること。

(1) 事業参加者の登録及び健康情報等の記録・確認機能

次の健康情報や活動等について、アプリ内で記録ができ、かつ事業参加者が自身の健康管理のため記録した健康情報等について確認できること。

また、次のア～クの機能については、オフライン状態での使用の可否について企画提案書に明記すること。

ア 事業の統計的な分析を行うため、アプリに記録された情報の使用について、参加時に事業参加者の同意を得ることができること。

イ 事業参加者の基本情報（氏名、生年月日、性別など）の登録

なお、本事業への参加状況について、年度年齢別、性別、居住地区別等の区分別に分析することを目的としており、登録可能な基本情報の項目について提案すること。

ウ 歩数

アプリを起動していない状態でも歩数の計測ができ、アプリを起動していない期間に計測した歩数についても、アプリの記録に反映することができること。また、他のヘルスケアアプリ等から連携することができること。

エ 体重、血圧などの身体情報

直接入力または他のヘルスケアアプリ等から連携することができること。

オ 健康診断やがん検診等の受診状況や結果など

カ 事業参加者の自身の健康目標及び健康目標に係る取組状況や達成状況

キ 甲府市が指定する健康づくり対象事業への参加状況

GPSやQRコードの利用など柔軟な方法による参加状況の確認方法を提案すること。

ク 事業参加者が自身の健康情報等を分かりやすく確認できる機能やスマートフォン画面構成の工夫がある場合は、提案すること。

ケ ア～クの機能について、多様な年齢層の事業参加者が簡易に操作できる仕組みや登録・記録を簡素化する仕組みがある場合は、提案すること。

(2) 健康づくり活動に対するポイント付与等機能

ア (1)の健康情報等の記録について、それぞれ甲府市の指定する数量のポイントを付与できること。

イ その他、健康無関心層・壮年期層を中心とした多様な年齢層の市民が、楽しみながら継続できる健康づくりに資する取組がある場合は提案し、それらの取組に対しポイント付与ができること。

ウ 事業参加者が、アプリ内で獲得ポイント数を確認できること。また、ポイントの更新頻度（リアルタイム、日次など）について提案し、また事業参加者へポイント獲得を通知する機能がある場合は、提案すること。

(3) 甲府市による管理機能

事業参加者のアプリ利用状況等を本市担当者が確認・把握するため、次の内容を有する管理画面及び管理機能を構築すること。

ア 専用の情報端末や回線を必要とせず、甲府市が使用する情報端末及びインターネット環境にて利用できること。

なお、管理画面は総合行政ネットワーク（L G W A N接続系）から分離されたインターネット系環境での利用を想定している。インターネット系環境は、L G W A N環境から仮想ブラウザで接続し、仮想ブラウザは、F i r e f o x 9 1 . 7 . 1 e s r（64ビット）を使用している（令和5年6月27日現在）。

イ 事業参加者の活動状況、健康診断やがん検診等の受診状況・受診結果などのアプリ利用状況等及びポイント付与状況を管理画面から確認できること。

ウ イの情報を編集が可能なデータ（C S V形式等）で出力できること。

エ 事業参加者に対するアンケート機能を搭載し、統計情報（年齢、性別、アンケート結果など）を編集が可能なデータ（C S V形式等）で出力できること。

オ ポイント付与の対象となる健康づくりに資するイベントや教室、取組に対する付与ポイント数等の登録・変更などができること。

カ 全ての事業参加者、または任意に選定した事業参加者に対して、アプリ内プッシュ通知等のお知らせが可能であること。

また、活動状況や健康診断の結果等から事業参加者にとって有益な情報を判断及び、プッシュ通知等による情報提供を自動で行う機能等がある場合は、提案すること。

キ 事業参加者情報から、宛名ラベル印刷用データの出力が可能であること。

ク 管理画面に関するセキュリティ対策を講じること。

(4) マイナポータルとの情報連携機能

事業参加者が自らの健康情報を確認し、また市担当者が当該健康情報を本事業の検証及び健康政策立案等に利用するため、マイナポータルの提供するサービスの一つである「医療保険情報取得A P I連携」を活用した次の内容を有する機能を構築すること。

ア マイナポータル情報連携が可能となること。当該情報連携が可能となる時期と連携可能な健康関連情報の種類について提案すること。ただし、時期は運用開始時が望ましいが、遅くとも令和6年9月30日を期限とし、種類は健（検）診情報を含むことを条件とする。

イ マイナポータルと連携した健診等情報を事業参加者がアプリ内で確認できること。

当該健診等情報について、(1)ク及び(1)ケと同様に、事業参加者が分かりやすく確認できる機能やスマートフォン画面構成及び事業参加者が簡易に操作できる仕組みがある場合は、提案すること。

ウ 事業参加者のマイナポータル情報連携機能の利用状況を、市担当者が5(3)の管理画面で確認できること。

エ マイナポータル情報連携によって、甲府市が健診等情報を収集できること。この際、事業参加者の同意を得ること。

オ アプリ上で収集したデータとエのマイナポータルにより収集したデータで情報の突合ができること。

カ マイナポータルと連携した健診等情報について甲府市から提供依頼を受けた際、受託者は速やかにデータを提供すること。

キ マイナポータル情報連携に際して、不正アクセス及び情報漏洩等に対する対策を十分に行うこと。

ク 医療保険情報取得APIの利用については、デジタル庁「マイナポータル医療情報取得API利用ガイドライン」における「3. 医療保険情報取得APIを利用するための要件」を満たしていること。

※マイナポータル医療保険情報取得API利用ガイドライン（デジタル庁）

https://myrna.go.jp/html/api/pdf/api_medicalexaminfo_guideline.pdf

※マイナポータルAPI利用規約（デジタル庁）

https://myrna.go.jp/html/api/pdf/api_terms.pdf

(5) その他の提案

ア 甲府市内の企業・事業所などが、団体として事業へ参加することを促す仕組み（事業所別ランキング機能など）がある場合は、提案すること。

イ その他の機能等の提案

(1)～(4)及びアの他、市民が楽しみながら継続して、自ら健康づくりに取り組むことに資する機能または本業務の目的に資する機能等がある場合は、提案すること。

例：歩行速度の計測機能

ウォーキングなどによる消費カロリーの表示・消費カロリーの食事換算機能

キャラクター育成機能 など

6 納品物

本事業の実施に係る報告書や、その他本業務を実施するに当たり甲府市が求める資料等について、甲府市の指定する日時及び方法により納品すること。なお、報告書・資料等はファイリングの上、2部（A4版）及び同データをPDF形式で納品すること。

7 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針等について遵守しなければならない。
- (2) 本業務に係る情報資産の取り扱いについては、甲府市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (3) 甲府市は受注者に必要な情報を提供するものとする。
- (4) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。履行期間終了後においても同様とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務を遂行するために必要な事項は甲府市に報告し、協議の上、実施するものとする。
- (6) 受注者は、本業務の履行を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に書面で申請し、甲府市の書面による承認を得た場合はこの限りでない。
- (7) 受注者は、業務の実施に当たっては、「健康都市こうふ基本構想」に掲げる甲府市の理念等を共有して、業務の目的達成に努めること。
- (8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や、本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、甲府市と受注者が協議の上、決定する。